



鳥取県公報

平成17年10月17日(月)
号外第156号

毎週火・金曜日発行

目 次

公 告 平成17年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局任用課）…… 1

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成18年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成17年10月17日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成17年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度）

2 試験の区分、採用予定者数及び採用予定時期

試験の区分	採用予定者数	採用予定時期
警察官（男性）	10名程度	平成18年4月1日
警察官（女性）	2名程度	平成18年4月1日

（注）採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額190,368円のほか諸手当が支給される。

なお、当該給料月額は、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

昭和50年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）

（2）試験期日

平成17年11月20日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

7 第2次試験

(1) 試験種目

論文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	正常であること。	
聴 力	正常であること。	
一 般 内 科 系 検 査	正常であること。	
四 肢 の 運 動 機 能	職務遂行に支障がないこと。	

(2) 試験期日

平成17年12月21日（水）及び同月22日（木）

(3) 試験場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46 - 5

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成17年12月7日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成18年1月20日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（最終合格者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成18年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、八頭県民局、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、交番及び駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成17年10月17日（月）から同年11月7日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成17年11月7日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成17年10月17日（月）午前0時から同年11月2日（水）午後12時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857 - 23 - 0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験及び最終合格者の発表等に関する手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

